

随意契約理由書

1 案件名称

ヘリコプター「おおさか」1500時間点検、3年点検及びサービスブリテン(SB)等の実施

2 契約の相手方

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社

3 随意契約理由

ヘリコプターの運航にあたっては年に一回有効な耐空証明書を取得する必要があり、ヘリコプター「おおさか」の耐空証明を取得するには1500時間以下点検、3年以下点検及びサービスブリテン(SB)等の実施並びに機体の不具合修理をしなければならない。

本案件の実施にあたっては、ヘリコプターの運休により市民の安全に支障をきたすことになり、運休期間を可能な限り短期間にしなければならない。このため1500時間以下点検、3年以下点検及びサービスブリテン(SB)等の実施並びに不具合修理を同時に行う必要がある。また、同時に実施することで最小の経費で実施することもできる。

さらに今回、機体のメインローターブレードローポリウレタンの劣化が生じており、この修理及び修理後に必須となるスタティックバランス調整作業については機体製造会社より修理認定を受けているエアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社しか実施できず、本案件の契約内容を同時に実施できるのは同業者のみである。

よって上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊）（電話番号 072-992-4900）

随意契約理由書

1 案件名称

ヘリコプター補修用 T4.5 ハーネスほか9点 買入

2 契約の相手方

日本エアロスペース株式会社

3 随意契約理由

本案件については、ヘリコプター「おおさか」「なにわ」のエンジン補修用部品の買入である。航空機の機体部品はそれぞれの製造会社の正規部品でないと修理は不可能であり、かつ、航空法に基づく耐空検査及び修理改造検査に合格しない。

当局の保有するヘリコプターに搭載されているエンジンは仏国サフラン・ヘリコプター・エンジンズ社製である。日本エアロスペース株式会社は、サフラン・ヘリコプター・エンジンズ社の日本支社であるサフラン・ヘリコプター・エンジンズ・ジャパン株式会社より本邦での独占販売権を得ている。

よって本案件の各種エンジン部品の買入については日本エアロスペース株式会社を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊）（電話番号 072-992-4900）